

一般社団法人北海道建築技術協会

令和2年度 事業計画

令和2年7月9日

令和2年度事業計画

令和2年3月25日理事会決定

北海道における建築業界の健全な発展及び地位の向上を図るとともに、道内産業の振興並びに公共の福祉の増進に寄与するため、令和2年度は次の方針に基づき各種の事業を実施する。

○令和2年度事業計画の方針

- ・調査研究活動及び研修会・講習会・セミナー・見学会などの普及啓発活動を活発化し、質の高い会員サービスの提供を図る。
- ・会員のほか北海道をはじめとする地方公共団体、大学、（地独）北海道立総合研究機構北方建築総合研究所および林産試験場、そのほかの関係団体の協力を得て、各種事業を積極的に推進・展開し、一層の社会的貢献を図る。
- ・セミナー等の案内・受付、資料の配布、動画配信などにメールやインターネットの活用を進める。
- ・法人会員、個人会員の増加を図るとともに効率的な業務の執行に努める。

第1 建築に係る調査、研究、開発に関すること

1 特定専門研究委員会の設置等

平成30年8月に設置された「外断熱建物の温度性能および耐久性能調査委員会」（委員長 足立裕介氏、設置期間：平成30年8月～令和2年3月）は報告書を作成して活動を終了する。平成30年10月に設置された「住宅換気スーパーバイザー育成プログラム検討委員会」（委員長 山本亜耕氏、設置期間：平成30年10月～令和2年3月）は活動を2年間（令和2年4月～令和4年3月）延長する。新たな研究委員会設立の申請については、随時理事会において審議する。

2 調査研究等の受託事業の実施

調査研究等受託事業については、令和2年度においても当協会でも実施可能な調査研究事業を積極的に受託し、必要に応じて受託委員会を設け、若しくは外部に部分的委託をする等の方法により実施する。

・応募予定の補助事業、受託事業

- (1) 住宅ストック維持・向上促進事業（消費者の相談体制の整備事業）（国土交通省補助事業）
- (2) 住宅建築技術国際展開支援事業（うち事業環境整備）（国土交通省補助事業）

3 関係資料の収集・閲覧等

建築技術に関する資料を収集・整理し、会員及び建築住宅関係の技術者・技能者、研究者、事業者並びに一般ユーザーに対し、求めに応じて閲覧・配布する。

第2 建築技術の普及・啓発に関すること

1 フォーラムの開催

テーマを設定し、建築関係者及び一般市民を対象に年1回開催する。開催の時期、場所及びテーマについては副会長と共に部会・研究会連絡会議で検討・決定し、各研究会及び会員と協力して実施する。

2 講演会、見学会の開催

住宅および一般建築等の新築、改修などを計画する一般ユーザー及び関係技術者並びに会員を対象にして、副会長と共に部会・研究会連絡会議、各研究会、特定専門研究委員会などで適宜企画し実施する。

3 住宅リフォーム事業の実施

前年度に引き続き「性能向上リフォーム」に関する普及啓蒙活動を行い、消費者への情報提供、地方公共団体との連携・協力、リフォーム事業者の資質の向上等に関連する諸事業を実施する。令和2年1月に北海道住宅リフォーム推進協議会（当協会が事務局）が改訂発行した消費者向けリフォームガイドブック活用し、普及啓発事業を進める。

国土交通省が募集する「住宅ストック維持・向上促進事業（うち、消費者の相談体制の整備事業）」に応募する。

また、（一社）住宅リフォーム推進協議会が企画する「消費者向けセミナー」及び「事業者向けセミナー」を共同で開催する。

4 相談事業の実施

無料相談を寒地建築研究所において所属の上席研究員を中心に対応する。

5 機関紙「会報No. 17」の発行

副会長と共に部会・研究会連絡会議で企画した「会報No. 17」を令和3年1月に発行する。

6 普及・啓発資料の作成・頒布等

ア 普及図書等の頒布

北海道住宅検査人登録講習会テキストである「既存木造戸建住宅・現況調査と評価」、B I S講習会テキストの「北の住まいの熱環境計画2015（第2版）」および「住宅の断熱・換気その最前線」、「RC造 外断熱改修工法ハンドブック」などのこれまでに発行された図書を広く頒布する。また、令和3年度から使用するB I S養成講習会用のテキストの作成作業を行う。

イ 各種研究委員会活動の成果等のフィードバック

各種研究委員会において研究・検討された内容に関して、会員へのフィードバックの機会を設け、普及・啓発に努める。平成20年度から実施している研究委員会報告会（中間報告も含め）を令和2年度も12月に実施する。

7 ホームページの充実・運用

平成28年度にリニューアルした協会ホームページの掲載内容等の更新、チェックを適宜行い、最新情報の発信を行う。セミナー、講習会等の動画のホームページから配信を試行する。

第3 建築技術者・技能者等の育成・認定・研修に関すること

1 B I S認定事業の実施

2020年3月に北海道が、北海道の住宅の新しいスタンダードとして新設した「北方型住宅2020」の基準に関与が明記され、平成26年8月から推進している「きた住まいるメンバー」の登録要件とされているB I Sの資格者認定事業（B I S及びB I S-E、B I S-M）は平成元年度末で1,723名の登録者がおり、住宅の温熱環境計画・施工に関わる技術者の育成に大きく貢献してきた。

令和元年度は、B I S養成講習会は札幌市で2回のほか、埼玉県さいたま市で行った。

今年度は、B I S養成講習会は札幌市で2回のほか、受講者数が確保できれば関西圏での開催を検討する。

B I S更新講習会は道内4都市（札幌市、旭川市、帯広市、北見市）のほか、大宮市（埼玉県）で開催する。

B I S認定試験は札幌市で1回、関西圏での試験は受験者などの人数に応じて開催を検討する。

B I S-E認定試験は札幌市で2回行う。

2 住宅リフォーム事業者登録事業の実施

平成21年から開始した「住宅リフォーム事業者登録制度」登録事業者について、今年度も引

引き続き事業者の登録と登録証の発行、会社情報のホームページや紙媒体での公開を実施する。

3 北海道住宅検査人認定・登録事業の実施

平成21年2月から開始した北海道住宅検査人の認定・登録と登録者の公開を今年度も引き続き実施していく。協会主催の登録講習会及び更新講習会をそれぞれ1回ずつ実施する。

4 研修会・セミナー等の開催

建築物の品質確保、性能向上に関与する建築技術者・技能者の質の向上に資するため、技術・技能実務者等を対象とした研修会、講習会等を企画・実施する。

第4 関係機関、団体等との連携・協力に関すること

1 一般社団法人日本建築学会との連携

日本建築学会の各種委員会等に参画するなど今後とも密接な連携を維持して行く

2 関係機関等との連携・協力

従来から連携・協力関係にあった道内大学の建築系学科、国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所、北海道立総合研究機構北方建築総合研究所および林産試験場、（一財）北海道建築指導センター、（一社）北海道ビルダーズ協会、（公社）日本エクステリア建設業協会、（一社）全国建築コンクリートブロック工業会、（一社）日本建築構造技術者協会北海道支部、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会及びその他の関連団体等との情報交換など、密接な連携・協力を増進する。

第5 その他

1 会員増加の推進

新規会員の加入を進め、各種事業の充実・活発化、最新情報の提供など会員サービスの向上を図る。

以上